第 3014 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 4月 26日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 養老保険を活用した福利厚生プラン

Q：会社が契約する生命保険には、福利厚生を目的として保険料の半分が損金になる養老保険があるそうですが、どういう内容のものですか？

A：死亡保険金の受取人を従業員の遺族、満期保険金の受取人を会社とする契約で、普遍的に加入している場合は保険料の半分が損金になります。

【解説】

養老保険とは、被保険者の死亡又は生存を保険事故(保険金のおりる理由)とする生命保険ですが、従業員(これらの人の親族を含みます)を被保険者、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、満期保険金の受取人を会社とする形態のものについては、その支払った保険料のうち1/2に相当する金額は資産計上を要しますが、残りの1/2相当額は期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。

ただし、この場合において、役員や部課長その他特定の社員(これらの人の親族を含みます)のみを被保険者としているときには、残りの1/2相当額も単純な損金とはならず、その役員や特定の社員に対する給与として扱われることになっています。

つまり、保険料の1/2相当額が損金算入されるには、その加入が従業員等を対象に普遍的にされていることがひとつの要件とされているわけで、その加入に格差がある場合でも、それが職種、年齢、勤続年数など合理的な基準により設けられた普遍的格差であるときは、1/2保険料の単純損金算入が認められます。